

平成 11・03・26 機第5号
平成 11年 3月 31日
一部改正：平成 16・09・24 総第2号
平成 16年 10月 1日

航空機製造事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について

航空機製造事業法（昭和 27 年法律第 237 号。以下「法」という。）及び航空機製造事業法施行規則（昭和 29 年通商産業省令第 52 号。以下「規則」という。）に基づく経済産業大臣の処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項の規定による審査基準及び第 12 条第 1 項の規定による処分の基準は、次のとおりとする。

I. 航空機製造事業法

第 1 申請に対する処分に係る審査基準

(1) 法第 2 条の 2 の規定による事業の許可

法第 2 条の 2 の規定による航空機又は特定機器の製造又は修理事業の許可に係る審査基準は、法第 2 条の 5 第 1 項に定める許可基準によることとし、その具体的な内容は次のとおりとする。

法第 2 条の 5 第 1 項第 1 号中の「生産技術上の基準」とは、規則第 7 条に定める特定設備について規則第 8 条に定める性能、種類及び数に関する基準をいう。

法第 2 条の 5 第 1 項第 2 号に関し、当該許可により製造又は修理の能力が著しく過大になるか否かの判断は、当該航空機又は特定機器の製造又は修理の能力及びその種類別の需要量を考慮した上で、行うこととする。

法第 2 条の 5 第 1 項第 3 号に関し、事業を適確に遂行するに足りる経済的基礎があるか否かの判断は、航空機の需用は、多分に不確定の要素を持つことが多く、健全な経理内容を有する者でなければ事業を適確に遂行し得ないことから、収支の状況、信用力等を総合的に考慮して行うこととする。また、技術的能力があるか否かの判断は、技術者の状況等設備以外の技術上の諸要素を総合的に考慮して行うこととする。

(2) 法第 2 条の 8 第 1 項の規定による事業の区分の変更の許可

(1) に準ずる扱いとする。

(3) 法第 2 条の 10 第 1 項の規定による特定設備の新設、増設又は改造の許可

(1) に準ずる扱いとする。

(4) 法第 2 条の 11 第 1 項の規定による工場の移転の許可

(1) に準ずる扱いとする。

(5) 法第6条第1項の規定による航空機の製造の方法の認可

申請に係る製造の方法が規則第20条各号に定める生産技術上の基準に適合すること。なお、同条第7号に定める設備の検査は、適當な精度を有することの確認された基準器を用いて、定期的に行うこととする。

(6) 法第9条第1項の規定による航空機の修理方法の認可

申請に係る修理の方法が規則第24条各号に定める生産技術上の基準に適合すること。なお、同条第7号については(5)と同様の扱いとする。

(7) 法第11条第1項の規定による航空機用機器の製造方法の認可

申請に係る製造の方法が規則第30条各号に定める生産技術上の基準に適合すること。なお、同上第7号については(5)と同様の扱いとする。

(8) 法第14条第1項の規定による航空機用機器の修理の方法の認可

申請に係る修理の方法が規則第35条各号に定める生産技術上の基準に適合すること。なお、同上第7号については(5)と同様の扱いとする。

第2 不利益処分に係る基準

(1) 法第2条の9第2項の規定による許可事業者の設備の修理又は改造の命令

規則第7条に定める特定設備について、規則第8条に定める性能、種類及び数を欠くこと。

(2) 法第3条の2第2項の規定による届出事業者の設備の修理又は改造の命令

規則第15条に定める設備について、規則第16条に定める性能を欠くこと。

II. 航空機製造事業法施行規則

申請に対する処分

1. 規則第41条第1項の規定による航空工場検査員の指名の審査基準

各作業場における指名人数を考慮しつつ、規則第36条に定める航空工場検査員国家試験の合格者であること及び規則第42条各号に該当しないこととする。

2. その他

規則第30条第1号の規定による航空機用機器に係る設計の確認については、規則第29条第2項及び第3項に定める関係書類の審査等により判断することとしている。